



## みなと VISA カード法人会員規約新旧対照表

| 改定後  | 改定前   | 備考欄   |
|--|---|---|
| <p>通知します。通知を受けた後 10 日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p> <p>第 11 条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、<u>所定の方法により</u>当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、<u>所定の方法により</u>当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（9）会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>（略）</p> <p>（10）会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>（略）</p> <p>（12）会員または使用者に対し<u>本条第 9 項または第 10 項</u>または第 20 条第 4 項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>（略）</p> <p><u>5. 当社は、会員または使用者が前項第 9 号または第 10 号の事由に該当した場合、会員および使用者の保</u></p> | <p>10 日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p> <p>第 11 条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、<u>所定の届出用紙により</u>当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、<u>所定の届出用紙により</u>当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（9）会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合</p> <p>（略）</p> <p>（10）会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>（略）</p> <p>（12）会員または使用者に対し<u>本条第 8 項または第 9 項</u>または第 20 条第 4 項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>（略）</p> | <p></p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（変更）</p> <p>（新設）</p> |

## みなと VISA カード 法人会員規約新旧対照表

| 改定後   | 改定前   | 備考欄   |
|---|---|---|
| <p><u>有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし</u>ます。</p> <p><b>6.</b> 会員は、<u>本条第4項</u>により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとし。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとし。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとし。</p> <p><b>7.</b> 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとし。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとし。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとし。</p> <p><b>8.</b> 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとし。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとし。</p> <p><b>9.</b> 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとし。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとし。</p> <p><b>10.</b> 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を</p> | <p><b>5.</b> 会員は、<u>前項</u>により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、およびチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとし。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、およびチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとし。また、会員資格または使用者資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとし。</p> <p><b>6.</b> 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとし。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとし。会員または使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨を直ちに当社へ通知するものとし。</p> <p><b>7.</b> 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の取消後においても、カードを利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る債務について、全て支払いの責を負うものとし。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとし。</p> <p><b>8.</b> 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとし。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとし。</p> <p><b>9.</b> 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を</p> | <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> |

## みなと VISA カード法人会員規約新旧対照表

| 改定後   | 改定前   | 備考欄   |
|---|---|---|
| <p>出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><b>1.1.</b> 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p><b>1.2.</b> <u>当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p> <p>第 1 4 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>（略）</p> <p><u>(5)会員または使用者が第 1 2 条第 4 項第 9 号または第 1 0 号の事由に該当したことが判明した場合。</u></p> <p>（略）</p> <p>4. 本条第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> | <p>求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員および使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><b>1.0.</b> 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>第 1 4 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>4. 本条第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第 1 条<b>第 1 項</b>に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> | <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(削除)</p> |



## みなと VISA カード法人会員規約新旧対照表

| 改定後   | 改定前   | 備考欄                             |
|---|---|---------------------------------|
| <p>7. <u>会員および使用者は</u>、前条第2項に従って当社に対して通知または届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p>  | <p>7. <u>会員</u>は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p>   | (変更)                            |
| <p>第18条 (カードの再発行)<br/>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の方法で届け出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>   | <p>第18条 (カードの再発行)<br/>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社所定の届けを提出していただき</u>当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>  | (変更)                            |
| <p>第19条 (カードの有効期限)<br/>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面に</u>印字された月の末日までとします。<br/>(略)</p>   | <p>第19条 (カードの有効期限)<br/>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面上に</u>印字された月の末日までとします。<br/>(略)</p>  | (変更)                            |
| <p>第20条 (届出事項の変更等)<br/>1. 会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社の指定する金融機関または<u>当社宛に所定の方法により</u>届け出るものとします。<br/>(略)</p> | <p>第20条 (届出事項の変更等)<br/>1. 会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または<u>当社宛に所定の届出用紙により</u>届け出るものとします。<u>ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることもできます。</u><br/>(略)</p> | (追加)<br><br>(削除・変更)<br><br>(削除) |
| <p><u>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。</u></p>   |   | (新設)                            |
| <p>カードショッピング条項<br/>第26条 (カードショッピング)<br/>(略)<br/>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p>  | <p>カードショッピング条項<br/>第26条 (カードショッピング)<br/>(略)<br/>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p>  |                                 |



## みなと VISA カード法人会員規約新旧対照表

| 改定後   | 改定前   | 備考欄   |
|---|---|---|
| <p>&lt;お客さまサービスデスク&gt;<br/>〒651-0170 神戸市中央区西町35番地<br/>電話番号 078-322-2001</p> <p>(略)</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ<u>紛失・盗難受付デスク</u>までお願いします。</p> <p>&lt;VJ <u>紛失・盗難受付デスク</u>&gt;<br/>フリーダイヤル0120-919456<br/>上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。<br/>東京03-6627-4057<br/>大阪06-6445-3530</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p> <p>(略)</p> <p>(<u>2024年4月</u>改定)</p> | <p>&lt;お客さまサービスデスク&gt;<br/>〒651-0170 神戸市中央区西町35番地<br/>電話番号 078-322-2001</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p> <p>(略)</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ<u>紛失盗難受付デスク</u>までお願いします。</p> <p>&lt;VJ <u>紛失盗難受付デスク</u>&gt;<br/>フリーダイヤル0120-919456<br/><u>※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</u><br/>東京03-6627-4057<br/>大阪06-6445-3530</p> <p>(略)</p> <p>(<u>2023年4月</u>改定)</p> | <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> |